

介護予防通所リハビリテーション利用料金表

(単位:円・平成30年4月1日現在)

介護予防通所リハビリテーション利用料金

◎ 要支援 1 ----- 1,742円(1ヶ月) ◎ 要支援 2 ----- 3,677円(1ヶ月)

【 加 算 】

<ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリテーションマネジメント加算 ・ サービス提供体制強化加算 ①運動器機能向上加算 ②栄養改善加算 ③口腔機能向上加算 ・ 事業所評価加算 ・ 生活行為向上リハビリテーション実施加算 (3月以内) <li style="padding-left: 150px;">(3～6月以内) ・ 若年性認知症利用者受入加算 ・ 栄養スクリーニング加算 ・ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) ・ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×47/1000に相当する加算(下記参照) 	<p>336円(1ヶ月)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>要支援1 74円(1ヵ月)</p> <p>要支援2 147円(1ヵ月)</p> </div> <p>229円(1ヶ月)</p> <p>153円(1ヶ月)</p> <p>153円(1ヶ月)</p> <p>122円(1ヵ月)</p> <p>916円(1ヵ月)</p> <p>458円(1ヵ月)</p> <p style="font-size: small;">※6月以降継続利用の場合、6月に限り15%減算</p> <p>244円(1ヶ月)</p> <p>5円(1回) ※6月に1回を限度</p> <p>489円(1ヶ月) (上記加算①～③までのうち、2種類実施の場合)</p> <p>712円(1ヶ月) (上記加算①～③までのうち、3種類実施の場合)</p>
<p>★介護職員処遇改善加算とは、介護職員の賃金の改善等を実施し、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が通所者に対して施設サービスを行った場合に加算するものです。</p>	

【 その他の利用料 】

		料 金	備 考
その他の利用料	日常生活用品費	(1日につき) 100円	タオルケット70円、おしぼり30円
	入浴用品費	(1日につき) 150円	バスタオル80円、フェイスタオル40円、シャンプーリンス石鹸30円
	教養娯楽費	(1日につき)	実費負担
	食費(おやつ含)	(1日につき) 600円	食材及び調理費用
おむつ代	・ 布おむつ	1枚 20円	・ Lパンツ 1枚 180円
	・ カバー	1枚 80円	・ Mリハパンツ 1枚 100円
	・ 紙おむつ	1枚 60円	・ Lリハパンツ 1枚 111円
	・ Mパンツ	1枚 150円	・ 尿取りパット 1枚 40円